

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成24年12月4日（火）午後3時00分から午後5時00分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順）

青山善充，落合義和，各務美奈子，黒川胤臣，河野清孝，嶋原文雄，澄川洋子，竹内景子，楯香津美，西岡清一郎，浜本康弘，水野あゆ子，三矢恵子，村田珠美

第4 テーマ

- 1 試験観察の実情について
- 2 東京家庭裁判所委員会に対する要望書について

第5 議事

- 1 新委員あいさつ（落合委員，各務委員，河野委員）
- 2 試験観察の実情について

(1) テーマ選択について

（委員長）

家庭裁判所で扱う少年事件は，平成14年以降減少しており，これは少年の人口が減っているということが大きな要因と考えられるが，一方で，社会的関心を集める重大事件や，家庭の環境に深い問題を抱えた事件というものも少なくなく，複雑多様な事件について，適正な審理が求められている。本日は，非公開で審理されている少年事件の手続の中で，少年の処遇選択の見極めに用いられる試験観察という制度を題材として，東京家庭裁判所における試験観察の実情や取組をご紹介した上で，皆様からご意見を伺って協議していきたい。

(2) 少年事件に関する手続の流れ

(説明者)

家庭裁判所が取り扱うのは20歳未満の少年である。犯罪を犯した少年はもちろん、犯罪を犯していなくても、例えば、保護者の監督に服さずに家出や売春などの問題行動を繰り返していて、その性格や環境を考えると、将来、犯罪を犯すおそれがあると認められる少年の事件についても家庭裁判所に送致されることがある。

警察や検察などから家庭裁判所に事件を送致された少年については、心理学や教育学などの人間関係諸科学に精通した家庭裁判所調査官が、少年の性格、交友関係、生活状況や家庭環境などについて調査を進め、さらに、場合によっては少年鑑別所が心身鑑別を行い、少年の資質上の問題や環境的な問題を明らかにする。家庭裁判所調査官の調査、少年鑑別所の心身鑑別などを経た上で、少年は最後に審判で処分を言い渡される。

(3) 家庭裁判所調査官による調査

(説明者)

家庭裁判所調査官は、裁判官が処分を決めるために、保護処分の必要性、処分における指導の目標や内容を検討するために調査を行う。調査では、少年から非行の動機やいきさつ、あるいは、家庭の状況、生い立ち、仕事や学校での様子を確認し、今後、その少年にどういった指導が必要かどうか、必要な場合にその具体的な内容を検討するために、なぜ今回の非行が起きたのかということ、そして、そこに現れた改善すべき問題点を解明する。悪い点ばかりではなく、今後伸ばしていくべきところも併せて明らかにしていく。

主に調査では、少年本人あるいは保護者に面接を行う。少年が少年鑑別所に收容されている場合には、家庭裁判所調査官が少年鑑別所に出向いて面接を行う。保護者の場合には、裁判所に来てもらって面接をするのが大部分であるが、実際に家庭を訪問して話を聞くということもある。

その場合、少年の部屋を見せてもらうこともあり、少年の普段の生活がよりリアルに分かって非常に参考になる。このような家庭訪問による調査以外の調査の方法としては、警察で作成した調書などの事件記録と呼ばれる書類を精査したり、学校、職場、児童相談所などの関係機関に文書で状況を照会したり、あるいは、心理検査を行ったりすることもある。

家庭裁判所調査官は、調査で明らかになった問題点や課題とその程度、さらには、起こした非行の内容などを総合的に検討し、処遇と指導や教育の内容に関して裁判官に意見を伝える。調査と言うと、一方的に調べ上げるというイメージを持たれるかもしれないが、家庭裁判所での調査は、少年に話をさせながら、少年自身が、自分が起こした非行やこれまでの生活などを振り返り、今後改めるべき点を自覚させる機会となるように配慮している。例えば、自分の都合でしか非行のことを考えられない場合には、被害者の心情、親とか周りの人に掛けた迷惑や心配について考えさせながら、起こした事件についての考えを深めさせる働き掛けを行う。

同様のことは保護者に対しても行い、保護者には、これまでの養育や指導はどうだったのか、足りないところがなかったか、あったとすれば、今後どのようにすればよいのかなどを考えてもらうようにしている。また、非行少年の親の中には、子育てに困っていたり、養育の意欲が低かったりするということが少なくないので、何とかやる気を出してもらうような働き掛けをすることもある。

(4) 少年審判，処分について

(説明者)

少年審判では、裁判官と少年、保護者とのやりとりが中心になる。少年審判でのやりとりは、事案の内容や少年の性質によって様々であるが、多くは、犯行に至る経緯や犯行の態様について裁判官が質問して、少年自身

に語らせることから始まる。その上で、少年に、被害者に与えた肉体的、精神的、財産的苦痛にしっかりと向き合わせ、さらには、これまでの生活状況や交友関係を振り返らせたり、保護者の心情に向き合わせたりする中で、自らの問題を考えさせる。保護者に対しては、これまでの少年との関わり方について振り返ってもらった上で、今後の少年との関係の在り方について考えるように促している。このようなやりとりを経た上で、最後に裁判官が少年に決定を言い渡す。

言い渡す決定には、終局決定と試験観察決定とがあり、終局決定は、例えば、少年院送致決定、保護観察決定、処分をせずに終える不処分決定などがある。少年院送致決定は、少年を一定期間、少年院に強制的に収容する決定で、保護観察決定は、少年を施設に収容することなく、社会の中で生活させながら、保護観察所の行う指導監督によって少年の更生を図る決定である。一方、試験観察決定は、簡単に言えば、終局決定を留保して少年の様子を見る期間を置く決定であり、試験観察とされた少年は、事件によっても異なるが、通常、三、四箇月程度の試験観察を経た後に再び審判を受けて、そこで終局決定を言い渡されることになる。

(5) 試験観察について

(説明者)

試験観察の決定を行う場合を大きく二つに分けると、最終的に言い渡すべき処分の種類の見極めを必要とする場合と、もう一つは、処遇機関での指導が円滑に行われるための調整が必要な場合である。試験観察の決定があると、家庭裁判所調査官が一定期間指導し、裁判官は、試験観察終了時までの少年の変化や状況を改めて評価して、最終的な処分を決める。

試験観察を行う場合、一般的には、裁判官と少年の間、あるいは、担当の家庭裁判所調査官と少年の間で守るべきこと、例えば、「悪いことをしない。」というのは当然であるが、中学生であれば、「毎日学校に行

く。」，無職の子であれば，「早期に仕事を探してまじめに働く。」，あるいは，不良交友や夜遊びが背景にあって非行を起こしたような場合には，門限を決めて，それを守って生活するように指導している。

試験観察期間中，家庭裁判所調査官は，大体，一，二週間に1回，面接等を行って生活状況を確認したり，問題があれば諭したり助言をしたりして，最初の審判で示した反省を生かして，健全な生活が定着するように指導する。同様のことは，保護者に対しても行っている。非行少年の保護者は，子どものことに悩んでいても，問題が問題なだけに，なかなか相談する相手を見つけることが難しい。そのため，にっちもさっちもいかなくなっていることが少なくないので，保護者に対しても，いろいろな助言や指導を行い，子育ての方法を見出してもらったり，意欲を高めてもらったりするような働き掛けを行っている。

また，試験観察では，子どもや保護者に様々な活動に参加させるという課題を与えながら，単に様子を見るというだけではなく，更生に向けて，いろいろな働き掛けを行っている。そして，その状況や，そういった体験をしたことでの変化も考慮して，最終的な処分を検討する。

東京家庭裁判所でも，高齢者福祉施設に受け入れをお願いし，通い又は宿泊による方法で，大体，3日程度，少年をボランティア活動に参加させている。実際の活動では，施設内での清掃や，車いすを押して散歩の補助をしたり，あるいは，食事の介助をしたりということを行っていて，施設の利用者から感謝されるという体験を踏まえて，少年が自分も人の役に立つことができるという自信を付け，意欲を持って今後の生活に臨むきっかけになるということが期待できるものと考えている。

(6) 意見交換

(委員)

過去に付添人として活動した経験から感想を言わせてもらおうと，どの少

年も本当はこんなことをしたくなかった、あるいは、立ち直りたいけれどどうしていいのかわからないという思いを抱いているように感じた。試験観察という制度を使って、家庭裁判所調査官等の助けを得ながら自分の道を見つけてうまく解決できるとよいと思った。

(委員)

別居している両親が子どもを取り合っている子の引渡し請求の事例で、小さな子どもと接したことがあり、子どもの本音を聞くというのは本当に難しいと感じた。子どもは、大人の顔色をうかがっているし、私たちが思っている以上に、両親の関係も心配していて、自分の一言がどちらかの親を傷つけるということをもものすごく心配している。もし、そういう子どもたちの本音を引き出すコツがあれば、教えていただきたい。

(委員)

先ほどの説明を聞いて、家庭裁判所が、裁判官のみならず、家庭裁判所調査官あるいは付添人も含めて、非常に丁寧に事件に向き合っているということを感じた。また、先日、東京家庭裁判所で開かれた「法の日」週間記念行事の模擬調停を拝見したが、60人余りの一般の方々が参加され、裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官の方々が、実際の事件の当事者や裁判官役として名演技をされ、家庭裁判所の仕事を理解してもらいたいという熱意がひしひしと感じられ、非常に気持ちのいい秋の一日を過ごさせてもらった。

(委員)

我々が扱っている少年の中で、本音を語る少年は少なく、だましのテクニックがうまい子もいるので、対応には注意している。また、早く社会に出してもらえだろうと想定して精神疾患の詐病を演じる少年もいる。

(説明者)

実際には、うまくいった例もあれば、なかなかうまくいかなかった例も

ある。過去に担当した中でうまくいかなかった事例は、例えば、恐喝事件を起こした少年で、親の監護がほとんど期待できず、自立援助ホームに補導委託をして、その間は何とか仕事を続け、数箇月経って保護観察決定で事件が終了したが、間もなく仕事に行かなくなり、外泊が続き、自立援助ホームの指導にも従わず、生活がどんどん乱れて、もう一回非行を起こして、家庭裁判所に来ることになった。その事例では、その少年について一応自立した生活ができる力があると評価したが、結果としては、自分の問題として本人に受け止めさせることができなかったことが反省材料として残っている。

試験観察中は、ここでうまくいかなかったら少年院に入るかもしれないという緊張感があり、だからこそできたというところ、それがなくなったら緊張が途切れたというところ、その辺のギャップを本人の問題として自覚させ、きちんと定着させていくことがやはり大事になってくる。

(委員長)

多分、裁判官も、少年事件を担当していると、全部が成功するわけではないと思うが、うまくいったときには、充実感や達成感を味わえるという気がするがどうか。

(説明者)

やはり第1回目の審判期日はどうしても厳しくなる。自分がやったことや被害者の気持ちに向き合わせて、これで本当に社会でやっていけるのかというふうに厳しくするが、試験観察を行ってうまくいった場合、最後の審判期日にはよく頑張ったねとほめてあげるようにしている。それは、審判を開く側としても、とてもうれしいことで、やりがいを感じる部分でもある。

(委員長)

昔、少年審判を担当した経験では、家庭裁判所調査官をいかに動かすか

というのが試験観察の一つのキーワードだと思われる。私たちは、少年を何とかしようと思って事件を担当するが、その中で、少年が素直に応えようとしないときもあると思うので、それをうまく乗り越えていかなければいけないと思った。

(説明者)

先ほどの子どもの気持ちをどう理解するかというのは、非常に大きな問題だと思っている。目に見えている行動であるとか、表情、言葉、そこには表れないものをどう読み取っていくかということが非常に大事である。本人が言いたいけれども言えない、そんな気持ちをくみ取っていくのは、箱庭療法であったり、少年が描いた絵であったりする。あるいは、日常の些細な行動にも見えることがあって、ちょっとした表情や態度に出たところをつぶさに観察できるかというところが一つかと思う。

それと、少年に本音を聞きたいと迫っても、やはりそれは言わせようという圧力にしかならず、この人だったら言ってもいいかなという気持ちにさせることが大事で、それができれば、ある程度自然に話してもらえる。

(委員)

けんかをしたり、先生に暴力を振るったり、暴行して物を壊したりする少年の中には、被害者に対する気持ちや自分が悪いことをしたという認識を持っていない子も多い。そういった場合、残念ながら、少年の本音を知りたいというのは徒労に終わることが多いのではないか。

(委員)

中学校を卒業して一、二年の少年の窃盗事件を担当した際、絶対何とかしますからと裁判所を説得し、試験観察となったが、10日ぐらいで少年に逃げられ、少年鑑別所で少年と話しても少年が全然こちらを見ず、話を聞こうとしなかった。その少年は、半年ぐらいしてまた捕まり、結局、少年院に行くことになった。それから四、五年経って、たまたま仕

事中、ある駅にいたところ、後ろから声を掛けられ、振り向いたらその少年だった。顔が少し青年の顔になっていて、いろいろな夢を話してくれ、帰りの電車の中では涙があふれた。自分は何もできなかったが、その少年が一人で成長していったことを思うと本当にうれしかった。

(委員)

少年が施設を出るときには、やはり成長の跡は見られるが、それは、自らの力で成長していったかもしれず、教育がうまくいったから成長したのかどうかというのは何とも言えない。また、少年の親の中には、少年を引き取ろうとしない、あるいは、親元に帰すことによって、再び非行を犯しそうなので親元に帰すことが適当ではない場合もある。そういう場合、厳しいことだが、親に頼ることなく、自分で自立するように指導する必要がある。

(説明者)

長い間、刑事事件に携わってきたが、少年事件についても以前と比べて、否認事件が増えてきているという実感がある。少年事件と刑事事件の事実認定の違いをご説明すると、事実は、刑事事件では公訴事実ということになるが、少年事件では送致事実ということになる。今の法律の改正の動きにもあるように、きちんと送致事実を認定するようにしている。例えば、少年事件では、一般の刑事事件と違い、弁護人の同意がなくても送致される事件の捜査記録が全部送られて来て、それは証拠能力の制限も特にないということで、全て証拠になる。他方、証拠調べの申出ができるようになっていたので、主要な証拠について証人調べの申出があったときには、きちんと証拠調べをした上で進めるようにしている。

ただ、若干、あいろがあるのは、少年事件は、刑事事件と違って、身柄拘束の期間が更新をして4週間、あるいは、証拠調べをすると8週間までできるが、それでもやはり刑事事件に比べるとそう長いわけではない。さ

らに、刑事事件と非常に違うのは、刑事事件では検察官、弁護士がいて、全くの第三者的立場に立てるが、少年事件は、検察官関与というのが限られている。その範囲を拡大する法改正も検討されているようだが、今のところはまだそんなにない。ただ、やはり、事実については、送致事実をきちんと認定するようにしており、逆にまた、そのことにより、送致事実が結構重みを持つということにもつながっていると思われる。

(委員長)

改正前の少年法というのは、事実認定の手続がほとんど皆無に近かった。懇切を旨として和やかにと、思想としては国親思想というものがあり、少年事件というのは、懇切丁寧に少年に接すれば、少年はそれに応えてくれるという建前の、理想の法律ではないかとされていた。ただ、今、現実を言うと、少年がうそを言う場合もあるし、逆に、捜査機関から少し厳しく言われると、やっていないこともやったと言ってしまう危険性のある、非常にナーバスな存在である。ただ、やはり事実をきちんと押さえることが、教育のきっかけになる。そういう意味では、家庭裁判所調査官は、非行事実が認定されたことを前提にしながら試験観察を行うことになる。

(委員)

少年が犯罪事実を否認していたような場合、家庭裁判所では、事実の調査を一体どこまでできるのかという点について伺いたい。

(説明者)

実際には、参考資料ということで、捜査の資料は全部家庭裁判所に送られてくるが、捜査資料を精査して、事実をきちんと見るということがまずもって大事であるし、そういう意味で、先ほど申し上げたように、既に証拠としてあっても、やはり申出があれば、主要な証人をきちんと調べるようにして、事実の認定は慎重にやっている。

(委員長)

試験観察のところに少し話を戻させていただくと、期間について、三、四箇月で大体めどをつけるという点について、どんな印象を持たれるか。

(委員)

ほとんど反省していない少年の場合は、三、四箇月を待たなくても、その半分くらいの期間で十分見極められるのではないか。

(説明者)

三、四箇月は長いという話があったが、本当に期間については難しいと思っている。短すぎると、一瞬良くなったように見えて終わりということもあるし、2箇月ならもつけれど、4箇月ならもたないということも出てくる。逆に、長過ぎるとだらだらして、今度は緊張が途切れるということがあり、非常に難しい。

特に試験観察は、最終処分を留保する中間的な処分であるため、処分が決まらない、非常に中途半端な状態に本人を置くことになる。その緊張感というのは、私たちが想像している以上のものである。したがって、余り長引くことは、今度は停滞につながるし、割と短い期間にインパクトのある指導をどれだけできるか。それによって、伸びそうだという可能性があれば、そこを評価して最終的な処分につなげていく。その方が、本人にもけじめがついて良くなるということもあるし、その間、頑張れないようであれば、やはり矯正教育が必要ということになる。あまり長い間、いろいろ失敗させて、それを引きずってしまうと、本人にとっても失敗体験を繰り返して、どんどん自分のイメージが悪くなっていくので、そうさせない工夫も必要である。このようにいろいろなことを考えながら、期間については、よく三、四箇月と言われているが、見極めをしながら、短いものから長いものまで行っている。

(委員)

期間については、三、四箇月というより、時期にもよると思う。例えば、

高校生が児童自立支援施設から養護施設に入った場合、1回目の山がゴールデンウィークになる。今まで規則正しく生活してきたのが、自立支援施設に比べると養護施設の方が自由なため、ゴールデンウィークで学校が休みの間に昔の交友関係とつながりを持ったりする。そこを乗り越えても、次の山が夏休みにくる。夏休みは、学校が休みで自由な時間が多くなり、やはり昔の仲間と連絡を取るパターンが増えるので、学校がある時期と自由になる時間が多い時期とで、若干期間に幅があってもよいのではないかと思う。

(委員長)

大体、どれくらいの事件が試験観察になっているのかを説明してもらいたい。

(説明者)

東京家庭裁判所本庁のデータから、交通事件は試験観察になることがほとんどないので、交通事件を除く窃盗や傷害などの一般事件について申し上げますと、平成23年に審判を受けた少年のうち、約1割が試験観察を経てから終局決定を言い渡され、9割が1回目の審判で終局決定を言い渡されている。ちなみに、試験観察に付された少年のうち、割合にして1割強が試験観察を経た後の審判で、少年院送致決定を言い渡されていて、6割強が保護観察決定、3割弱が不処分決定を言い渡されている。

(委員長)

親にきちんと監護能力がないと試験観察に付すことはできないのかという辺りはどうか、もし親のところに戻せないという場合はどうなるか。

(説明者)

試験観察の方法の一つとして補導委託という制度がある。これは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方々に少年をしばらく預けて、少年に、仕事や通学をさせながら生活指導

をしていただくという制度である。具体的には、例えば、建設業、農業、飲食店などを営んでおられる個人の方々のほか、自立援助ホームなどの児童福祉施設や更生保護施設などをお願いし、大体20箇所ぐらい補導委託先として登録させていただいている。

これもいろいろなタイプがあり、例えば、職業補導型と呼ばれる飲食店とか、中華料理店とかいろいろあり、そうした指導をしてくださる方を受託者と呼び、受託者のもとで働きながら、職業面や生活面の指導を受けてもらっている。また、更生保護施設とか、そういった施設をお願いをする場合を施設型と呼んでおり、そういった施設を住まいとして少年に就職活動などに取り組みせ、就労先を得た場合は、その施設から通勤させている。さらに、家庭型という一般の家庭に少年を引き取っていただき、生活指導をしてもらうというものもある。これは、やはりこういった少年の更生に熱心に取り組んでくださる方々、特定の団体などもあったりするが、そういった熱意のある方々に協力させていただいている。

先ほどから話が出ているとおり、いろいろな保護者がいるというのは残念ながら事実でもあるので、民間の方々の協力を得ながら、少年を家庭的な環境の中に置いて、もしくは、悪い友達との付き合いなどいろいろあるので、生活環境も変えてきちんとした生活習慣を身に付けさせ、再非行を防ごうというものである。こういった制度は、少年が家族や友達とか、いろいろな付き合い方を見つめ直し、非行から立ち直る良いきっかけになることがある。

(委員)

補導委託はものすごく良いと思うが、少年が補導委託先で問題を起こしてしまったという例はあるか。

(説明者)

やはり24時間体制で、生活を一緒にしていただきながらということに

なるので、いろいろなことがあるというのが実情である。例えば、少年が無断でどこかに出ていってしまい、どこにいるか分からないとか、先ほど紹介した更生施設等の集団生活をする上でのルールを破ってしまったりすることがある。したがって、もちろん、補導委託を決定するに当たり、少年が補導委託先、受託者の方々の指導をきちんと守れる子かどうかをしっかりと見極めるところがまず一つあるが、問題が起こった場合には、受託者は民間の方であり、すべてお任せするわけにはいかないのです、家庭裁判所調査官が頻繁に委託先を訪問し、いろいろ状況を把握しながら、どういうふうにしていくのかを受託者の方々と相談しながら、家庭裁判所の方でも指導していくというのが実情である。

(委員)

試験観察のときに補導委託をされるというとき、やはり三、四箇月で一度、おしまいになるのか。

(説明者)

三、四箇月をめどにしているが、預けられた少年のそこでの生活状況を実際見るのにどの程度の期間を要するかということが必要に応じて個別に判断している。場合によっては、6箇月ぐらいになることもある

(委員)

実際に補導委託先に少年を預かっていただいたときは、食費、交通費が支払われるが、受託者への報酬はなく、経済的に困っているところが多いのが実情と思われる。少年が多くなったり、少なくなったりすると、やはり経営に大変苦勞なさっているところが多いと思うので、家庭裁判所からそういう支援ができないか考えていただければと思う。

(説明者)

24時間面倒を見ていただくので、もちろん理念だけでは生活できず、委託先には、必要な費用というのを国費からお支払いしている。実際は、

お支払いする費用がまちまちになるとあまりよろしくないので、一定の基準に基づいてというところがあり、この辺りは、受託者の方々のご苦勞を伺いながら、家庭裁判所でもいろいろと考えさせていただくことになろうかと思われる。

(委員長)

少し話が変わるが、試験觀察がうまくいって、最後に少年院送致や不処分ではなく、保護觀察で終わるような場合についてどう思われるか。

(委員)

三、四箇月で、そこだけ頑張れるということもあるかもしれないので、その後、何らかの形で専門家とのつながりがあった方がその親子にとって良いのではないかという意味で、保護觀察で終わるのも良いと思う。

(委員)

離婚率と非行率というのが、どのくらい因果関係があるのか。例えば、幼児期に親の離婚を体験した子どもの成長と非効率の関係性について興味を持った。子どもの成長において、価値観や、色や味の好みは、親の嗜好とどこかでリンクする。幼児期によく体験した親の好きな色や味は大人になってからも好きになる、というような幼児教育論を聞いたことがあるが、子どもの成長期の親との関わりは大きいと思う。

(説明者)

少年院の統計を見ていると、やはり独り親の家庭が多いという印象を受ける。ただ、独り親だったらみんな非行に走るかというところではなく、それを補うサポート態勢、具体的には、親族であったり、知人であったり、その子を取り巻いている人たちとの関係が大事になってくる。

(委員)

少年院に入る少年は、親が離婚している場合が多いが、だからといって、親が離婚している少年はみんな非行に走るというわけではなく、自

分がきちんとして、少年院に入らない子たちもいっぱいいるはずなので、その個人の資質によると思う。

(委員)

昨年、東京家庭裁判所で開催された「法の日」週間記念行事の模擬少年審判を拝見したが、そのときは第1回の審判を途中までやった後で、グループごとに分かれて最終処分の結論を出すという企画があり、私どものグループでも、多分、保護観察か何かの結論を出した。最終的に裁判官が出した結論は保護観察で、私どものグループは、当たったと言って喜んでいましたが、先ほど話題になっていた、どのような最終処分がよいかという点について感想を言わせてもらおうと、事案によっては不処分でもよいかと思うが、保護処分を更に少し継続するということもあり得ると思う。

(委員)

少年院や児童自立支援施設とかに入るといのは、全然平気だという子もいるかもしれないが、いくら悪いことをした子でも怖いというか、不安だったりするのではないか。そういう中で、保護観察処分ということになると家に帰れるので、すごくよかった、チャンスをもらえたというふうに感じると思う。ただ、不処分にしてしまうと、はい、さようならになってしまうので、少年の将来を見据えて、最終処分を出す前に、しばらく様子を見るという試験観察は、少年法独自の良い制度だと思っている。

(委員)

今の少年院では、おいしい食事が用意され、教官たちも以前のように怒らないので、少年院が怖いというのは昔の話である。逆に、少年院を経験した少年の中には、社会に戻ったらもっとひどかった、親元や社会にいるよりも少年院の方がよいという理由で、非行を犯す子もいると聞いている。

(委員)

児童自立支援施設についても、実際は怖いということはない。指導はあるが、あくまで福祉施設であり、福祉的な関わり方をしている。教育の面では、今は学校教育を行っているので、一般の学校だと1クラス40人学級のところで、児童自立支援施設は最大で15人となっている。少人数で手厚い教育を受けられ、通常の都立高校を受験して合格する子もいる。児童自立支援施設では、勉強もしっかり受けられる、あるいは、親身になってくれる指導員と知り合って、社会に出て更生できる子もいるので、児童自立支援施設がどんなところかということを知ってほしいという思いがある。

先ほどの離婚の関係について、子から父親を奪うことに非常に罪悪感を感じ、自分さえ我慢すれば、この子から父親を奪わなくて済むというふうに思っている女性も非常に多い。ただ、暴力的な環境に置かれるということは、やはり子どもに非常に大きな影響を与えるので、離婚も一つの手法かと思う。

要するに、離婚したかしないかではなく、離婚をどうとらえるか、前向きにとらえるのか、それとも本当に申し訳ない思いで、子どもには悪いこととしてしまったと負の感情、負の意味合いでとらえるかということも大切かと思われる。また、離婚に至る過程というのもやはり重要で、離婚は子どもにとって大きなストレスの原因にはなるが、離婚イコール子どもにとってすべてがマイナスということではなく、やはり離婚に対する考え方、とらえ方が子どもに影響を及ぼしていると思う。

(委員長)

少年事件というのは、法律という枠組みがあるとはいえ、人間と人間が真摯に向き合い、人間の生き方そのものを考えるということにおいては、まさに家庭裁判所の原点ともいえるべきものであり、また機会を見て議論さ

せていただきたい。少年法には、本日取り上げた試験観察のように、少年の健全育成のための様々な制度があることを皆様にご理解をいただいて、私たちもよりよい少年事件の対応をしていきたい。

3 東京家庭裁判所委員会に対する要望書について

(説明者)

前回の家庭裁判所委員会の終了後に、ある団体から東京家庭裁判所委員会宛てに、開かれた家事事件の運営を求める要望書が送付された。内容としては、特に面会交流事件に関する調停や審判の運営方法等に関して要望が述べられており、家庭裁判所の実務に反映してもらいたいとして送付されたものである。(要望書の概要を説明) 詳細は、要望書の写しにて確認されたい。

(発言なし)

4 次回予定

平成25年3月4日(月)午後3時00分

以 上